

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表
 ○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇百二十二（略）</p> <p>百二十三（一）R・九S・一二S・一三R・一四S・一七R・一八E・二一S・二三S・二四R・二五S・二七R 一〇七―アリル―一・一四―ジヒドロキシ―二―「（E）―二―」〔（一）R・三R・四R〕―四―ヒドロキシ―三―メトキシシクロヘキシル〕―一―メチルビニル〕―二―三・二五―ジメトキシ―一三・一九・二一・二七―テトラメチル―一―^四・二八―ジオキサ―四―アザトリシクロ〔二二・三・一・〇〕オクタコサ―一八―エン―一・三・一〇 ・一六―テトラオン（別名タクロリムス）及びその製剤（ただし、外皮用剤若しくは点眼剤として用いられるもの又は〇・五mgカプセル製剤及び一・〇mgカプセル製剤であつて関節リウマチに用いられるものを除く。）</p> <p>百二十四〰百三十五（略）</p>	<p>一〇百二十二（略）</p> <p>百二十三（一）R・九S・一二S・一三R・一四S・一七R・一八E・二一S・二三S・二四R・二五S・二七R 一〇七―アリル―一・一四―ジヒドロキシ―二―「（E）―二―」〔（一）R・三R・四R〕―四―ヒドロキシ―三―メトキシシクロヘキシル〕―一―メチルビニル〕―二―三・二五―ジメトキシ―一三・一九・二一・二七―テトラメチル―一―^四・二八―ジオキサ―四―アザトリシクロ〔二二・三・一・〇〕オクタコサ―一八―エン―一・三・一〇 ・一六―テトラオン（別名タクロリムス）及びその製剤（ただし、外皮用剤又は点眼剤として用いられるものを除く。）</p> <p>百二十四〰百三十五（略）</p>